

青森県報

号外第十四号

平成二十四年
三月二十八日
(水曜日)

目次

規 則

青森県公営住宅法施行条例に規定する公営住宅の整備に係る措置を定める規則……………(建築住宅課) ……一

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……二

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(行政経営推進室) ……二

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……二

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……三

青森県りんご県外出荷規格条例施行規則を廃止する規則……………(果樹園芸課) ……四

青森県酪農振興センター規則を廃止する規則……………(畜産課) ……四

告 示

青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……五

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……五

青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針の一部改正……………(同) ……五

規 則

青森県公営住宅法施行条例に規定する公営住宅の整備に係る措置を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県公営住宅法施行条例に規定する公営住宅の整備に係る措置を定める規則

青森県公営住宅法施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十四号。以下「条例」という。)別表第二号の表に規定する規則で定める措置は、次の表のとおりとする。

区 分	措 置
条例別表第二号の表住宅の項2に規定する規則で定める措置	評価方法基準(平成十三年八月十四日国土交通省告示第千三百四十七号)第五の五の5 1(3)の等級4の基準を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表住宅の項3に規定する規則で定める措置	評価方法基準第五の8の8 1(3)イの等級2の基準又は同(3)ロ cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、同dの基準)を満たすこととなる措置及び同8の8 4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表住宅の項4に規定する規則で定める措置	評価方法基準第五の3の3 1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあつては、同(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表住宅の項5に規定する規則で定める措置	評価方法基準第五の4の4 1(3)及び4 2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表住宅の項3に規定する規則で定める措置	居室の内装の仕上げに評価方法基準第五の6の6 1(2)イ1に規定する特定建材を使用する場合にあつては、同6 1(3)口の等級3の基準を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表住宅内の各部の項に規定する規則で定める措置	評価方法基準第五の9の9 1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置
条例別表第二号の表共用部分の項に規定する規則で定める措置	評価方法基準第五の9の9 2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に、「第二条ただし書」を「第二条第一項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則(平成十七年四月青

森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第十四号」を「別表第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二号中「書面」の下に「(法定代理人が法人である場合)については、当該法人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面」を加える。

第十二号様式中「青森県収入証紙ちよう付欄」を「青森県収入証紙貼付欄」に

7 法定代理人	氏 名	(フリガナ)
	住 所	〒 (電話番号)

を

7 法定代理人	氏 名 (法人にあつては、商号又は名称) 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 (フリガナ)
		〒 (電話番号)

に改

役員 (業務を執行する社員、行役を締結し、これらに準ずる者)	職名	氏名	職名	氏名
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)

め。

第十四号様式甲

9 法定代理人	氏名	(フリガナ)
	住所	〒 (電話番号)

を

9 法定代理人	氏名 (法人にあつては、商号又は名称)	(フリガナ)		
	住所 (法人にあつては、主たる事務所所在地)	〒 (電話番号)		
役員 (業務を執行する社員、行役を締結し、これらに準ずる者)	職名	氏名	職名	氏名
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)
		(フリガナ)		(フリガナ)

に改

め。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（入居者資格に係る障害の程度等）

第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。

- 一 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一级から四级までに該当する身体障害の程度
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一级又は二级に該当する精神障害の程度
- 三 前号に規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度

2 条例第四条第一項第一号ロに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症とする。

3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する障害の程度であるもの
 - イ 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一级から四级までに該当する身体障害の程度
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一级から三级までに該当する精神障害の程度
 - ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度
- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症

まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一
条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第六条第一項に規定する被保護
者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する
法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦
人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正
する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付
を含む。）を受けている者

六 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年
法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三
十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者
で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴
力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過して
いない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを
行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していな
いもの

ハ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していな
いもの

4 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどう
かを判断しよつとする場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該入
居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容そ
の他必要な事項について調査させ、又は市町村に意見を求めることがある。
附則第二項を次のように改める。

2 次の表の上欄に掲げる期間における第一条の三第三項第一号の規定の適用につ
いては、同号中「六十歳以上」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年四月一日から平成二十
五年三月三十一日まで

平成二十四年三月三十一日において五
十六歳以上

平成二十五年四月一日から平成二十 六年三月三十一日まで	平成二十五年三月三十一日において五 十七歳以上
平成二十六年四月一日から平成二十 七年三月三十一日まで	平成二十六年三月三十一日において五 十八歳以上
平成二十七年四月一日から平成二十 八年三月三十一日まで	平成二十七年三月三十一日において五 十九歳以上

第一号様式の(裏)の注意事項の2の(2)の口の(イ)及び第七号様式の(裏)の注意事項の2の
(2)の口の(イ)中「~~五十六歳以上~~」を「~~五十七歳以上~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県りんご県外出荷規格条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県りんご県外出荷規格条例施行規則を廃止する規則

青森県りんご県外出荷規格条例施行規則（昭和四十五年六月青森県規則第五十号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県酪農振興センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県酪農振興センター規則を廃止する規則

青森県酪農振興センター規則（昭和四十四年三月青森県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号（青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表青森県土地開発公社の項及び青森県道路公社の項を削る。

青森県告示第二百五十一号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

表青森県土地開発公社の項及び青森県道路公社の項を削る。

青森県告示第二百五十二号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十七号（青森県個人情報保護条例第四十一条第一項の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）の一部を次のように改

正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第2の②中「地方独立行政法人をいう。」の次に「並びに県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。）」を加える。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭